

家電リサイクル法について紹介します


家電リサイクル法とは？

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）は、一般家庭や事務所から排出されたエアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機などの特定家庭用機器廃棄物から、有用な部品や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。

1. どのように処分すれば良い？

手順1：対象品目を確認

対象となる廃棄物は、下記の家電4品目と呼ばれるものです。製造メーカーによって回収料金が異なるので、確認しておきましょう。



エアコン	テレビ (ブラウン管、液晶・プラズマ)	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機
	 		

- エアコン
- テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)
- 冷蔵庫・冷凍庫
- 洗濯機・衣類乾燥機

手順2：回収方法を確認

廃棄する家電を「購入した」もしくは「買替え」するお店に引取りを依頼しましょう。お店によって引き取り方が異なるので、お問い合わせください。

遠方に引っ越しをしたため購入したお店が近くにない場合などは、お住まいの地域の自治体へ相談しましょう。



電気店に 引取りを依頼	市区町村に 問い合わせる	指定引取場所に 持ち込む
		

他にも郵便局振込方式で料金を支払い、指定引取場所に直接持ち込む方法などもあります。

手順3：回収してもらう



引取りを依頼した場合、指定された回収日時に回収業者が訪問します。回収してもらうには「家電リサイクル券」に必要事項を記入しなければなりません（回収時、または店頭での記入）。

引渡し時に、控えを渡されます。この控えでお店やホームページでリサイクル状況を確認することができます。

詳しくは経済産業省のホームページで家電リサイクル法を説明した3分アニメをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/fukyu_special/index.html

2. 処分にかかる料金は？

不要になった廃家電を引取ってもらうにはリサイクル料金と収集・運搬料金を支払う必要があります。リサイクル料金はメーカー毎に、収集・運搬料金は小売業者毎に異なります。

リサイクル料金例

エアコン		972円～
テレビ	ブラウン管（15型以下）	1,836円～
	ブラウン管（16型以上）	2,916円～
	液晶・プラズマ（15型以下）	1,836円～
	液晶・プラズマ（16型以上）	2,916円～
冷蔵庫・冷凍庫	170L以下	3,672円～
	171L以上	4,644円～
洗濯機・衣類乾燥機		2,484円～

※別途回収費用が必要です

3. 適正処理

家電品に使われている電子部品には、不燃ゴミとして処分してはいけない有害物質が多数含まれています。特にブラウン管テレビはコンセントを抜いていても、高圧電気が残っている部品がありますので、ご自分で破砕するのは非常に危険です。細かなガラス破片が周辺に飛び散り、鉛などの有害物質が環境中に放出されてしまいます。

また、不法に投棄すると、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）により5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。役割を終えた後は、家電リサイクル法に則って適正に処理しましょう。



木曽広域連合ホームページでカラー版をご覧ください。 <http://www.kisoji.com/kisokoiki/>